○農林水産省告示第八百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年三月二十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

静岡県浜松市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

浜松市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年三月二十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

静岡県榛原郡川根本町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年三月二十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

静岡県島田市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

島田市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び島田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年三月二十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

静岡県藤枝市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

藤枝市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び藤枝市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年三月二十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　広島県庄原市総領町下領家字大畑平五三二二の一

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

二　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　広島県福山市新市町大字常三四四一の一

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年三月二十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成十年二月十九日農林水産省告示第二百八十五号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁並びに庄原市役所及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年三月二十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三重県桑名市多度町柚井字一ノ谷二〇一三の三から二〇一三の三まで、二〇一九、二〇二〇、二〇八五の一、二〇八五の二、二〇八六から二〇八八まで、字長尾一八六七、一九〇一の一、一九七五の一、一九七七、一九七八の一、一九八四の一、一九八四の六、一九八四の七、多度町古野字一色畑五四五の一一、五四五の一二、五四五の一六、五四五の一七、五四五の一九、五四五の二一、鈴鹿市山本町字小谷一八三七から一八四四まで、西庄内町字城ケ谷一九四九、字東谷五一二九の二、字小垣内五一一三の五、東庄内町字二つ旗四三五八の二、小岐須町字大谷一一五一、一一五二の一、一一五三の一、一一五四の一、一一七三の一、一一七四の一、一一七八、一一七九の一、一一八〇の一、一一八一、一一八二、亀山市関町金場字植切六四六の